

台風 15 号で被害を受けられた組合員の皆さまへ

このたびの台風 15 号により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

教職員共済の各共済をご契約の方で、
このたびの台風 15 号により「建物への被害」「お体のけが」等を受けられた方は、下記
までご連絡ください。

共済金ご請求専用フリーダイヤル 0120-568372

(受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時 30 分)

共済金のお支払について

次の各共済をご契約されている方はお支払いの対象となります。
ただし、ご契約内容や被害の状況により共済金をお支払いできない場合がございます。
詳しくはお問い合わせください。

● 「建物に被害」を受けられた場合

総合共済

火災共済・自然災害共済

● 「車両に被害」を受けられた場合

車両共済(保険) ※車両の被害に関しては 0120-492509 にご連絡ください。

● 「けがで入院・休業・通院」された場合

総合共済

①30 日以上連続した入院・休業の場合

②業務中、通勤途中のけがが原因で事故の日から
30 日以内に通算して 4 日以上入・通院した場合

医療共済

1 泊 2 日以上の継続した入院の場合

レスキュースリー(交通災害共済)

けがで入院・通院した場合、一般傷害で補償

契約に関するお問い合わせ等は、東京都事業所までご連絡ください。

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東京都事業所

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 5 階

TEL : 03-3230-0818 (受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時 30 分)